

告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ブックオフメディア株式会社 代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

プラスメディアコーポレーション株式会社

代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号

スギホールディングス株式会社 代表取締役 杉浦広一

愛知県安城市三河安城町一丁目八番四号

株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智正直

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号

株式会社リアルメディア 代表取締役 村松良一

愛知県豊橋市駅前大通一丁目百三十五番地

ハ 変更年月日

平成二十四年九月二十八日

二 届出年月日

平成二十四年十月十八日

二 縦覧期間

平成二十四年十月三十日から平成二十五年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年十月三十日から平成二十五年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課